

世耕弘一先生による大阪専門學校に於ける  
「配属将校引き揚げ」の問題解決についての実証的考察  
—藍綬褒章受章時の「あいさつ」を手掛りに—

近畿大学名誉教授 建学史料室研究員 荒木 康彦

1

昭和三十八年十月二十五日付『朝日新聞』夕刊1掲載の「藍綬100人、黄綬27人」に関する記事では、同日の閣議で紫綬褒章受章者二十六人とともに、「おなじく文部省関係では、教育事業に功労のあった藍綬褒章受章者二十六人、長年、専門の仕事に精励した功労による黄綬褒章受章者十人も含まれた。なお文部省関係の授章式は十一月五日に予定されている。」と報じられており、「文部省関係 藍綬褒章」の【東京】の部分に「近畿大学総長 世耕弘一（七〇）」とされている。又、昭和三十八年十一月四日付『官報』第一一〇六七号<sup>2</sup>掲載「官庁報告 褒章」の「藍綬褒章」の欄に、次の様に掲載されている。

世耕 弘一  
早くから教育に意を注ぎ近畿大学総長として常に施設の充実を図つて専心子弟の育成に努めた教育の振興に寄与し（以下前同文）

「以下前同文」の部分は「まことに公同の事務に勤勉し労効顯著であるよつて褒章条例により藍綬褒章を賜つてその善行を表彰された」とさ

れている。内閣府賞勲局のデータ<sup>3</sup>によれば、世耕弘一先生の藍綬褒章受章の年月日は、昭和三十八年十一月一日である。故に、世耕弘一先生は同年十一月五日に藍綬褒章及び同年十一月一日付の右掲の如きの文言の「褒章の記」を授与されたのである。

昭和三十八年十二月十四日に催された藍綬褒章受章の祝賀パーティーの「あいさつ」で、世耕弘一先生は、近畿大学の歴史を回顧された件で左の如く述懐されている<sup>4</sup>。

ここの学校の歴史は、古い方  
はご承知かもしれませんが、新しい方  
はおわかりにならないかもしれませんが、大阪専門學校として歴史を古く持つていたのでありますが、戦争の終末ごろに軍と衝突しているような事件が起こつてついに配属将校は引き揚げ、校舎は閉鎖するような一歩手前になりました。騒動が起こり、いま私が総長室として迎えておりますあの部屋は、机は引っくり返り、じゅうたんは縦横にナイフで切り刻まれ、電話機はふっ飛んで、わずかいまなお勤務しております警備員の増田君。

ほかに六人の警備員しかいなかった。そこから再出発への、当の責任者として私が乗り込んできたというような、こういう古い歴史があるわけがあります。その後ご承知のように戦災に見舞われて焼け野原の中に立ち上がってきたというのが今日の現状であります。

中間におきましてアメリカ軍が進駐してまいりまして、ずいぶんマッカーサー司令部からは民主主義に反する教育をしているというので攻撃を受けた。軍閥時代には軍閥と戦い、マッカーサーがきてからはマッカーサー司令部と教育問題で戦い、その中を切り抜けて今日にまいったのでありますが、あるときは左翼陣営にこの大学を乗っ取られるような局面が展開され、やつとおさまったら今度は右翼のほうトラックに何十台かでもり込んで暴力団が押しかけるといような洗礼を受けたのであります。（後略）

2

前節で掲げた「あいさつ」で世耕弘一先生が述懐されている大阪専門學校からの配属将校引き揚げに関する一次史料を発見して解説に成功した。即ち、学習院大学法学部・経済学部図書センター所蔵の「山岡萬之助関係文書」の中に収録された、山岡萬之助先生に宛て世耕弘一先生が昭和十九年六月に発信された書簡二通であり、多大な時間を費やしてそ

これらの解説に成功したので、本論ではこの二通の内容及びその校史的意義に就いて聊か論じた。

その前に、本節で先ず、配属将校制度に就いて、一次史料である関係諸法令に立脚して、概観しておく事にしたい。

配属将校制度導入の背景としてあるのは、第一次世界大戦後に時代的「傾向」(Tendenz)となつた軍備縮小の動きである。我国では、所謂「大正デモクラシー」の盛り上りの中で、軍備縮小の声が澎湃として起こり、しかも、大正十二(一九二三)年の関東大震災後の財政再建の上からも、軍備縮小が不可避となつて来て、加藤友三郎内閣の山梨半造陸軍大臣の元で二次に亘る陸軍軍備縮小が、更に加藤高明内閣の宇垣一成陸軍大臣の元で抜本的とも言える陸軍軍備縮小が大正十四年五月から断行された<sup>5</sup>。後者の軍縮では、陸軍が近代的装備充実(戦車一隊、航空兵科の新設、飛行二聯隊、高射砲一聯隊、山砲一聯隊、重軽機関銃隊の増設、自動車隊、無線電信の改良等)と引き替えに四個師團(高田の第十三師團、豊橋の第十五師團、岡山の第十七師團、久留米の第十八師團)等を廃止することとなり、その結果余剰となつた現役将校を男子の中等學校等に配属将校として派遣したのである<sup>6</sup>。

国立公文書館所蔵の『大阪専門學校 第五の1 大阪』なる簿冊に収録された第一文書によれば、「専門

學校設立許可願」が「設立者」の「平沼騏一郎」から「文部大臣岡田良平」宛に大正十三年七月三十一日に提出されている<sup>7</sup>が、大いに刮目すべき事には、同じく「設立者」から「陸軍大臣宇垣一成」「文部大臣岡田良平」宛に、大正十四年三月三十一日に「本年三月十二日付ヲ以テ御認可相成タル」専門學校を「徴兵令第

十三條ニ依り御認定相成度此段申請候也」とする「徴兵令ニ依ル認定ニ関スル申請」が提出されている<sup>8</sup>。そして、大正十四年五月十六日付「官報」第三千八百七十七號<sup>9</sup>に「本学前身の専門學校に対する徴兵令第十三條に依る認定が」<sup>10</sup>「文部省告示第三十五號」として、次の如く掲示されている。

右ハ徴兵令第十三條第一項第二號ニ依ル中學校ノ學科程度ト同等以上ノ學校ト認定ス但シ認定ノ効力ハ特科生及聴講生ニ及ハス  
大正十四年五月十六日  
陸軍大臣 宇垣 一成  
文部大臣 岡田 良平

この史料を単純に解すれば、ここに言う「徴兵令」は明治二十二年一月二十一日に「法律第一号」<sup>10</sup>として公布された「徴兵令」と言う事になるが、第十三條は「現役中殊ニ勤務に熟シ品行方正ナル者ハ歸休ヲ命ス

ルコトアル可シ」となり、意味を成さない。ここに言う「徴兵令」を大正七年三月三十日に「法律第二十四號」として公布された「徴兵令中改正法律」<sup>11</sup>と解するならば、「第十三條」は、次の通りとなる。

第十三條 左に掲クル者ニシテ陸軍豫備役將校同相當官タルノ希望ヲ有スル満十七歳以上満二十一歳未満ノモノハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得此場合ニ於テハ其現役中ノ食料被服器具等ノ費用ハ自辯トス但費用ノ一部ヲ官給スルコトアル可シ

そして、大正十四年四月十一日に「陸軍現役將校學校配属令」が「勅令第三百三十五號」<sup>12</sup>として公布された。その「第一條」では「官立又ハ公立ノ師範學校、中學校、實業學校、高等學校、大學豫科、専門學校、高等師範學校」等に於ける「男生徒ノ教練ヲ掌ラシムル爲陸軍現役將校ヲ當該學校ニ配属ス」とされ、「第二條」では「私立」の各種學校の場合に就いて、次の様に規定されている。

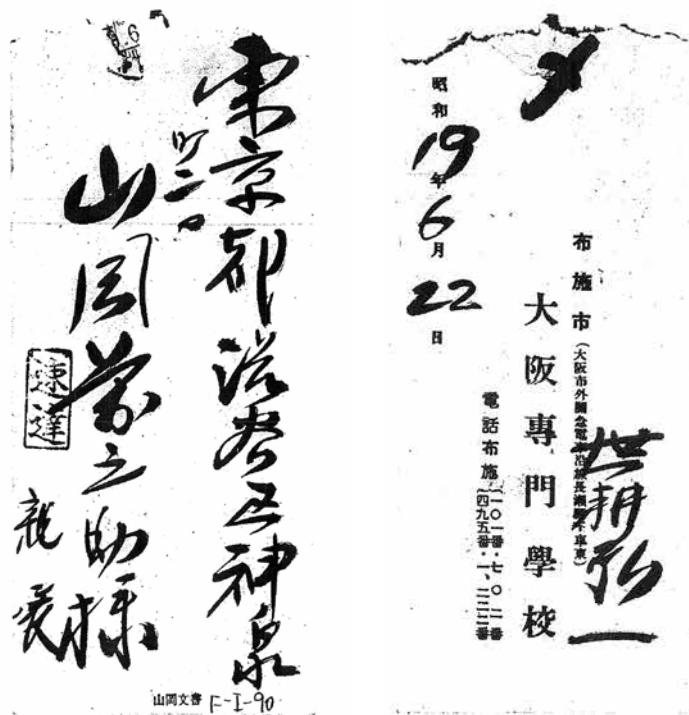
第二條 私立ノ中學校、實業學校、高等學校、大學豫科若ハ専門學校又ハ徴兵令第十三條第一項第二號ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル私立學校ニ於ケル男生徒ノ教練ヲ掌ラシムル爲當該學校ノ申請ニ因リ陸軍現役將校ヲ之ニ配属スルコトヲ得

卒業シタル者  
第二 勅令ノ定ムル所に依り中學校の學科程度ト同等以上ト認ムル學校ヲ卒業シタル者  
前項ニ掲タル學校ニ在學スル者ニシテ二十二歳未満迄ニ卒業シ入營スルコトヲ得ルモノ亦前項ニ同シ  
前項ニ依り志願ヲ爲シタル者ハ卒業迄入營ヲ延期ス  
第二項ニ掲タル者満二十二歳以上ニ非サレハ卒業シ入營スルコトヲ得サル  
ニ至リタルトキハ抽選ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス  
第一項又ハ第二項ニ依り現役ニ服スル者ハ其現役中之ヲ一年志願兵ト稱ス  
六年未満ノ懲役又ハ禁固ノ刑ニ處セラシメタル者ハ一年志願兵タルコトヲ許サス  
一年志願兵ノ現役ヲ終リタル者ノ豫備役後備役期間ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

これらの法令から按ずるに、配属された陸軍現役將校によつて教練を施された「官立又ハ公立」の「學校」男生徒、「陸軍現役將校配属令」第二條に依り配属の陸軍現役將校の教練を受けた私立の諸學校の「男生徒」

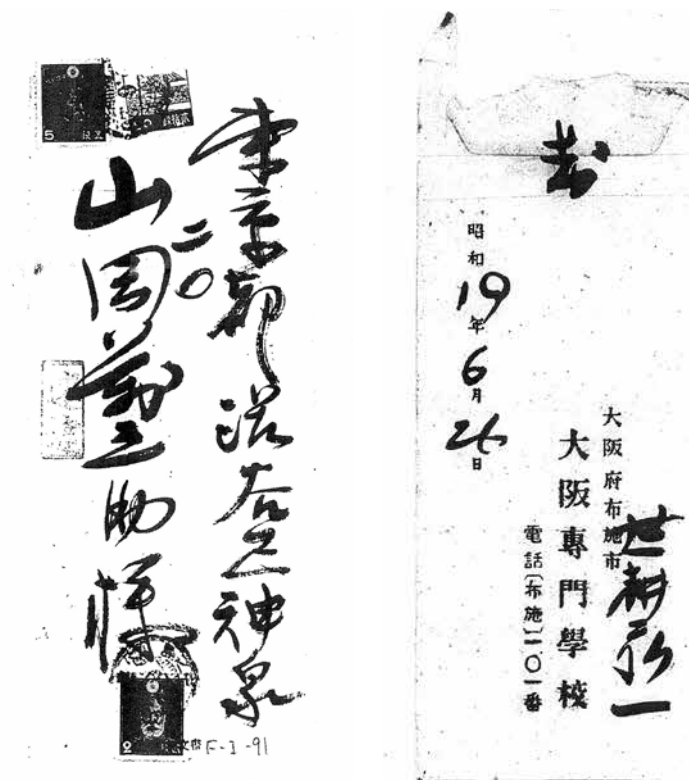
タルノ希望ヲスル」者は「志願ニ由リ一箇年間陸軍現役」に服する事が出来、それに「依り志願ヲ爲シタル者ハ卒業迄入營ヲ延期」される事と解されるのである<sup>13</sup>。従つて、私立の學校の場合、申請して徴兵令第十三條に依る認定を受け、配属された陸軍現役將校による教練が実施されている事が「男生徒」を募集し、経営を成り立たしめる必須条件となつていたのである。又、逆に派遣されていた配属將校が引き揚げられると、当該學校の存続が脅かされる訳であり、昭和十八（一九四三）年から翌十九年にかけての大坂専門學校に於ける配属將校引き揚げは同校の校長人事に干渉せんとして行われたと見做されている<sup>14</sup>。そして、同校に於ける斯かる状況を打開する爲に、先に挙げた「あいさつ」に於いて「当の責任者として私が乗り込んで」と述べられている様に、昭和十九年二月十三日に山岡萬之助先生と来阪された世耕弘一先生は、その翌日から単身で、引き揚げられていた配属將校の再派遣に尽力される事になったのである<sup>15</sup>。

で「陸軍予備役後備役將校同指揮官



90. 書簡、(封筒のみ)  
世耕弘一より山岡萬之助宛 昭和19年6月22日

写真①学習院大学法学部・経済学部図書センター所蔵「山岡萬之助関係文書」[F-I-90]  
世耕弘一先生の山岡萬之助先生宛の「昭和19年6月22日」付書簡の封筒



91. 書簡、世耕弘一より山岡萬之助宛  
昭和19年6月26日

写真②学習院大学法学部・経済学部図書センター所蔵「山岡萬之助関係文書」[F-I-91]  
世耕弘一先生の山岡萬之助先生宛の「昭和19年6月26日」付書簡の封筒

<b>密</b>	<p>歸師入高庚三五第 學校服務命課ノ件通牒 昭和十九年六月二十二日 大阪師團參謀長印</p> <p>左記 昭和十九年六月二十二日附發令 大阪師團司令部附學校服務 陸軍大佐 土橋 一正</p> <p>大阪專門學校服務ヲ免シ關西大學(軍門部ヲ除ク)服務 ヲ命ス(大阪青年師範學校服務也故) 大阪師團司令部附學校服務 日本大學大阪專門學校 陸軍大佐 佐藤 忠七</p> <p>關西大學(軍門部ヲ除ク)服務ヲ免シ大阪專門學校 服務ヲ命ス</p>
----------	---

山岡文書 F-I-91

写真③ 学習院大学法学部・経済学部図書センター所蔵「山岡萬之助関係文書」[F-I-91]「大阪師團參謀長」から「大阪專門學校長」宛の「昭和十九年六月二十二日」付「學校服務命課ノ件通牒」の「寫」

<b>便箋</b>	<p>貴校に在る間は、私に於ては、誠實に、</p> <p>仕事に努め、且、私に對しては、誠に、</p> <p>親切な御指導を蒙り、私には、誠に、</p> <p>愧死する所です。此の如く、御指導を</p> <p>蒙り、私には、誠に、愧死する所です。</p> <p>山岡萬之助 昭和十九年六月廿六日</p> <p>大阪師團司令部 陸軍大佐 佐藤 忠七</p>
-----------	---

写真④ 学習院大学法学部・経済学部図書センター所蔵「山岡萬之助関係文書」[F-I-91] 世耕弘一先生の山岡萬之助先生宛の昭和十九年「六月廿六日」付書簡の便箋

本節で組上に載せるのは、具体的には、学習院大学法学部・経済学部図書センター所蔵「山岡萬之助関係文書」の中で、「F-190」及び「F-191」の整理番号を与えられている史料である。昭和六十一年に山岡萬之助先生が残された史料が御遺族から学習院大学法学部に寄贈され、同大学及び東京大学の研究者から形成された「山岡文書研究会」がその整理を実施し、これらの整理番号を与えたのである<sup>16</sup>。歴史学と歴史的科学（例えば、経済史、法制史、教育史等）とが本質的に異なるのは、前者が原史料の解読と史料批判（Quellenkritik）を行う点であり<sup>17</sup>、斯かる原史料の整理は歴史学に委ねられた重要な責務である。

「山岡萬之助関係文書」[F-190]及び「F-191」の構成は、次の通りである。

[F-190]は、縦（最長）約十九センチ横約八・五センチの封筒（写真①）のみとされており、表に貼付されていた切手が欠落して消印は殆ど確認出来ないが、「6」と封筒上部に残っている。<sup>[速達]</sup>の赤色スタンプが有る。裏には学校名「大阪専門學校」・所在地「布施市（大阪府市外關急電車沿長瀬驛下車東）」・電話番号の印刷、発行者「世耕弘一」の自署、発信日付「昭和十九年6月22日」が有る。

[F-191]は、縦（最長）約二十・五センチ横約八・五センチの封筒（写真②）、縦二十三・五センチ横約十八

センチの便箋三枚、そしてこれとは別の便箋二枚から成る。封筒表には二十銭切手・五銭切手・二銭切手が各一枚貼付され、消印は一部残り、「636」と確認出来る。<sup>[速達]</sup>の赤色スタンプが有る。封筒裏には学校名「大阪専門學校」・所在地「大阪府布施市」・電話番号の印刷、発行者「世耕弘一」の自署、発信日付「昭和十九年6月26日」が有る。

便箋三枚に記された通信文の一枚目に、「高野少将廿六七日迄旅行不在」、「十九日高野少将と同伴視察に来れる主任の福見大佐」、「目下知事は上京廿五日頃帰阪し由」という文言が認められるので、この通信文が昭和十九年六月十九日から同月「廿五日頃」乃至「廿六七日」迄の間に記されたと判断される。

他方、便箋二枚の一枚目（写真③）は、「大阪師團参謀長」から「大阪専門學校長」への昭和十九年六月二十二日付の「學校服務命課ノ件通牒」の「寫」であり、右欄外に「◎廿五日受領セリ」の注記が有ることから、大阪専門學校側は昭和十九年六月二十五日にこの「通牒」を受け取ったという事になる。この注記は世耕弘一先生によるものであるが、「寫」は他者によるものである。

便箋二枚の二枚目（写真④）は百二十文字足らずの通信文で、末尾に「六月廿六日」と明記されている事から、「F-191」の封筒の裏に記された日付「昭和十九年6月26日」と一致する。しかも、この「六月廿六日」

付通信文には「別紙之通り配属將校任命發令通達有之候」と記されているから、それは二枚の便箋の一枚目の昭和十九年六月二十二日付の「學校服務命課ノ件通牒」を意味すると判断される。

この様な史学理論に立脚する「史料批判」の「外的批判」(die äußere Kritik)と云う範疇の援用から、「F-190」及び「F-191」と夫々整理番号が与えられた書簡の本来的な構成は、発信日付「昭和十九年6月22日」が有る「F-190」の封筒に便箋三枚に記された通信文が封入されていたのであり、発信日付「昭和十九年6月26日」が有る「F-191」の封筒に二枚の便箋の二枚目に記された「六月廿六日」付通信文とこれに添付された二枚の便箋の一枚目に記された昭和十九年六月二十二日付の「學校服務命課ノ件通牒」の「寫」とが封入されていたという事になる。

三枚の便箋に記された通信文は速書された故にか解読が聊か困難なものとなつてゐるし、二枚の便箋の方に記された「六月廿六日」付通信文は短文で入魂の非常に美麗な筆跡であるが故に、これ又解読が聊か困難なものとなつてゐる。そうした事から、山岡萬之助先生が残された史料が御遺族から学習院大学法学部に寄贈されて、これらが整理・分類される時に、正確に解読出来ない為に内容を十分把握出来ずに、この二通の書簡を学術的に正しく再構成出来なかつたのであろうか。

更に「史料批判」の次の段階である「内的批判」(die innere Kritik)、換言すれば、内容の吟味を、「F-190」の封筒に封入されていたと判断される三枚の便箋に記された通信文に対して、「F-191」の封筒に封入された二枚の便箋に記された昭和十九年六月二十六日付の通信文と「學校服務命課ノ件通牒」の「寫」に対して為さねばならない。

「昭和十九年6月22日」の発信日付が有る「F-190」の封筒に封入されていたと判断され、昭和十九年六月二十二日の時点での情報を伝えている三枚の便箋の通信文は、聊か長大で、しかもその内容も極めて複雑であるので、ここに必要を限りで要点のみを掲げると、次の通りである。

(1) 昭和十九年六月十九日に視察に訪れ、現在旅行中の高野少将が同月二十六、七日頃に帰阪して決定し、引き揚げられていた配属將校が同月末に再派遣される見通しであり、視察に同伴した主任の福見大佐の言がそれを裏付けている。

(2) 配属將校と関係を持つ校内の人士の行動は反発を招き、これを露骨に支持する師團長も世間から批判を浴びているが、他方、参謀長は世耕弘一先生の立場を正しく認識している。

(3) 配属將校と関係を持つ校内の人士は師團長と頻繁に接見し、師團長は頻りに世耕弘一先生に会見を求めて来るが、配属將校と関係を持つ校内の人士やそのグループへの対処につ

いての条件付け、配属将校派遣についての条件付けを警戒して、慎重に構えている。

(4)配属将校と関係を持つ校内のグループの形勢は目下一層不利に成りつつあり、頻りに世耕弘一先生に接見を求めて来るが、適切に対処する積りである。

(5)この事件も最終段階となっており、事件は終わると考えている。

斯かる要点整理から、昭和十九年六月二十二日の時点の状況が、可成り明確に分かる。

配属将校と関係を持つ校内の人士の行動は反発を招き、そのグループの形勢は不利になりつつあり、それを支持してきた師團長(關原六中將)も世間から批判され、世耕弘一先生に接触しようとしているが、先生は斯かる動きに慎重に対処されている事が推察される。他方、師團の参謀長は世耕弘一先生の立場を正当に認識している。そうした事から、昭和十九年六月末には引き揚げられていた配属将校が再派遣される見通しであり、「この事件」、即ち「配属将校引き揚げ」及びこれに関連する校内状況も収束する見込みである。

大阪専門學校に配属将校を派遣するのは、大阪師團であるから、高野少将は同師團の将官である。師團長に補任されるのは、通常、中將であり、師團の兵事事務(召募・在郷軍人・国防思想の普及・學校教練・軍人援護等)を総括する兵務部長に補任されるのは少将である<sup>18</sup>から、高

野少将とは同師團の兵務部長であると判断される。事実、「F150」の封筒に封入された一枚の便箋に記された「六月廿六日」付通信文で「謝電先」として挙げられている中に、「兵務部長」が認められる。又、師團の兵務部は、部長・部員・下士官及判任文官で構成され<sup>19</sup>、福見大佐は同師團兵務部部員の主任と判断される。大阪専門學校教授であった永井次勝先生が採取した史料である、「大阪師團兵務部長」から「大阪専門學校長」に宛てた「錦師兵務部第一六五號」の「學校状況視察二閱スル件通牒」<sup>20</sup>に於いても「明後六月十九日午後貴校ノ状況ヲ視察致スニ付學校長立會相成度通牒ス」となっている事からも、「大阪師團兵務部長」の「大阪専門學校」の視察が、昭和十九年六月十九日に実施された

更に、発信日付「昭和十九年六月二十日」が有る「F150」の封筒に封入されていたと判断される便箋二枚の一枚目(写真③)の「大阪師團参謀長」から「大阪専門學校長」への昭和十九年六月二十二日付の「學校服務命課ノ件通牒」の「寫」を翻刻すると、次に通りである。(先に述べた通り、右欄外にある「◎廿五日受領セリ」の注記は世耕弘一先生によるものであるが、「寫」は他者によるものである。)

と確認出来、この視察に同伴した同師團兵務部の主任福見大佐の言から、引き上げられていた配属将校が、「本月末」に派遣される「見込み」であると云うのが、昭和十九年六月二十二日付のこの通信文の最大ポイントなのである。そして、この書簡から、大阪師團の師團長・大阪専門學校に派遣されていた配属将校・配属将校と関係を持つ校内の人士というラインに対して、世耕弘一先生は同師團の参謀長・兵務部長との間に信頼関係を構築しつつ配属将校の再派遣を目指した大阪専門學校の正常化を着実に進められた結果、昭和十九年六月十九日に兵務部長の大阪専門學校視察が実現され、同月末に配属将校の再派遣の見通しである事が推察される。

日」が有る「F150」の封筒に封入されていたと判断される二枚の便箋の二枚目(写真④)に記された「六月廿六日」付通信文を翻刻すると、次の通りである。

前略別紙之通り配属将校任命  
発令通達有之候  
就ては著任せる機会ニ謝電を  
されるかその辺可然御取斗頼  
上候 何れ著任日取は明日佐  
藤大佐と會見後御通知申  
上度候  
謝電先は師團長、参謀長  
兵務部長 江頼上候  
先つ右愿しみ申達し候  
六月廿六日 勿々  
世耕弘一  
山岡先生

錦師入高第三五三號

學校服務命課ノ件通牒

昭和十九年六月二十二日

大阪師團参謀長印

大阪専門學校長殿

首題ノ件左記ノ通り命課セラレタルニ付通牒ス

左記

昭和十九年六月二十二日發令

大阪師團司令部附學校服務

陸軍大佐 土橋 一 正

大阪専門學校服務ヲ免シ関西大學(専門部ヲ除ク)服務  
ヲ命ス(大阪青年師範學校服務如故)

大阪師團司令部附學校服務

陸軍大佐 佐藤 忠 七

関西大學(専門部ヲ除ク)服務ヲ免シ大阪専門學校  
服務ヲ命ス



昭和三十八年十二月十四日に催された藍綬褒章受章の祝賀パーティの「あいさつ」で、世耕弘一先生が触れられている、大阪専門學校からの「引き揚げ」によって圧力を加えていた配属将校とは、この「學校服務命課ノ件通牒」にある土橋一正陸軍大佐である事が分かる。そして、配属将校土橋一正陸軍大佐の関西大学へ服務、配属将校佐藤忠七陸軍大佐の大阪専門學校への服務と言ふ入れ替え人事で、大阪専門學校への配属将校の再派遣が昭和十九年六月二十二日に発令された事が判明した。この「通牒」が昭和十九年六月二十五日に「受領」され、翌二十六日付書簡で「大阪師團」の中樞部(世耕弘一先生に理解を示した参謀長や兵務部長のみならず、然らざる師團長)宛の「謝電」の要請が為され、それを発する「日取」は同月二十七日に佐藤忠七陸軍大佐と会見した後、改めて連絡すると言ふ事である。

「山岡萬之助関係文書」に「F-190」及び「F-191」として収録されている、山岡萬之助先生に宛て世耕弘一先生が昭和十九年六月に発信された二通の書簡の厳密な解読、史学理論に立脚した批判的検討を通じて、世耕弘一先生の八面六臂の活動により大阪専門學校への配属将校再派遣が実現の運びとなり、同校の「廃校」の危機が回避された経緯とその具体的時期を解明し得たと見えよう。

配属将校と配属先の學校との軋轢

の事例は他の學校に於いても散見され、配属将校に引き上げを持ち出されて、學校側が妥協を余儀なくされている事例の有る<sup>21</sup>事に想いを輪せば、本論で取り上げた様な形で、世耕弘一先生による大阪専門學校への配属将校再派遣の実現は特筆に値するものと言えよう。この点に就いては、今後とも関係一次史料の採取・解読等を続行して、より精密な史実の解明とその校史的意義を探索する必要此有と想われる。

注

- 1 朝日新聞記事データベース「聞蔵⑩」で閲覧して、利用した。
- 2 「官報情報検索サービス」で閲覧して、利用した。
- 3 内閣府賞勲局に照会して、回答を得た。
- 4 近畿大学世耕弘一先生建学史料室企画・編集『学ぶこころー近畿大学建学者・世耕弘一』(日本図書センター 平成十四年)一一四―一一五頁。
- 5 渡邊行男『宇垣一成』(中央公論社 平成五年)四十五頁。
- 6 渡邊著前掲書四十五頁。松下芳男『日本軍閥興亡史(下)』(芙蓉書房出版 平成十三年)一四七―一四八頁。井上光貞・永原慶二・児玉幸多・大久保利謙編『日本歴史大系普及版16 第一次世界大戦と政党内閣』(山川出版社 平成九年)二六八―二六九頁。宇垣自身は、大正十四年の陸軍軍備

縮小に関して、その日記の昭和六年七月上旬の件で「依て余は表面此国論を容るるの形を採り内実は軍備の充実を計る手段として四師團を廃止し夫れにより浮び上りし経費の全部(若干新におつりを取りたり)を挙げて新施設に注入せり。」と述べており(角田順校訂『宇垣日記 2』みすず書房 昭和四十五年 八〇四頁)、表面上は陸軍軍備縮小の世論を受け入れて四師團を廃止し、内実は国際情勢の変化に即応した軍備充実の為に新施設に経費を注入したというのが、宇垣軍縮本質である。然しながら、三万六千九百人の将兵の整理を伴った為に、宇垣に対する陸軍部内の鬱積は溜まり、それが後年、宇垣に大命降下が有ったにも拘わらず、陸軍の協力が得られずに組閣出来なかつた遠因となつたとされている。

- 7 国立公文書館所蔵『大阪専門學校 第5の1号 大阪』(文芸春秋社 昭和三十三年)3A・10-9・1611)。
- 8 同右。
- 9 『官報』第三千八百七十七號(大正十四年五月十六日 内閣印刷局)。国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して、利用した。以後同断である。
- 10 『官報』第千六百六十七號(明治二十二年一月二十二日 内閣官報局)。
- 11 『官報』第千六百九十六號(大正七年四月一日 印刷局)。

12 『官報』第三千七百八十九號(大正十四年四月十三日 内閣印刷局)。

13 平原春好『配属将校制度成立史の研究』(野間教育研究所紀要第36集 平成五年)一二三頁。

14 永井次勝『大專驛動史』(近畿大学出版印刷局 昭和三十年)二十八頁。

15 永井著前掲書三十一―三十一頁。

16 山岡文書研究会「山岡万之介関係文書・紹介と解説」田中義一内閣下の内務省人事及び総選挙予測」(學習院大學法學部研究年報 23)昭和六十三年)三五―一頁。

17 林健太郎『史學概論』(有斐閣 昭和三十三年)八一―三十二頁を参照した。

18 森松俊夫監修・松本一郎編纂『陸軍成規類聚研究資料 全』(陸軍成規類聚)資料集成4(緑蔭書房 平成二十一年)六十九頁。

19 『官報』第四千三百六十七號(昭和十六年七月二十九日 大蔵省印刷局) 勅令第七百九十號「陸軍兵務部令」。

20 永井著前掲書一〇八頁。

21 平原著前掲書二二三―二二四頁。秦郁彦「第二次世界大戦期の配属将校制度」(『軍事史学』第40巻第4号 錦正社 平成十七年)十七―二十頁。

追記

近畿大学の関係者のみは「先生」としたが、それ以外の人士について



オープンキャンパスに学部広報担当として参加した産業理工学部学生スタッフの皆さん

### 不倒館を訪れた方々

は敬称を省いているので、この点は諒とされたい。  
 原典尊重の観点から引用史料の表現・漢字は、原則として、そのままにしている。  
 この論考の第三節は、平成三十年六月二十九日に開催された「近畿大

学の大学アーカイヴズと校史関係史料の収集・整理に関する調査・研究「第二期第九回（通算第十八回勉強会）」に於いて「校史関係の学外史料調査」として発表したものに立脚している。

### 産業理工学部 オープンキャンパス学生スタッフ

本学産業理工学部の学生たちが平成三十年九月二十三日、不倒館を訪れました。  
 この日、東大阪キャンパスではオープンキャンパスが開催されており、前日の「KINDAI student サミット2018」に参加した学生のうち九人が、職員引率のもと同学部広報スタッフとして、オープンキャンパスに参加したものです。  
 お揃いの福岡キャンパスのTシャツ姿で、イベント開始前に不倒館を訪問。世耕弘一先生の肖像画の前で、一日中の広報活動に向けて決起しました。

### 建学史料室からのお願い

#### ▼史料収集

世耕弘一先生、政隆先生、弘昭先生ご生前の関係史料（出版物、書籍、写真、録音テープ、ビデオ、その他何でも結構です）を、現在もお手元に保管されている方々に、その関係史料のご寄贈又は複製でのご提供を賜りたく、当史料室では広く皆様方にご協力をお願いしております。

詳細につきましては、史料室へご一報いただければと思います。

#### ▼ホームページ

不倒館の開館日・時間は、近畿大学ホームページ「不倒館」創設者世耕弘一記念室」のサイトでお知らせしております。

近畿大学ホームページのトップページで「不倒館」と入力し、検索してください。

また、開館日以外のご希望については、建学史料室までお問い合わせください。

#### ▼ご意見・感想をお待ちしています

本広報誌や不倒館ホームページへのご感想やご意見をお寄せください。お寄せいただいたお便りについては、今後の本誌などの編集に役立てさせていただきます。また、こちらからお問い合わせをさせていただく場合や、本広報誌の中でお名前とともにご紹介させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 不倒館入館者数の報告

平成二十一年九月に開設以来の不倒館入館者数を年度別で報告します。

平成二十一年度	一九五一人
平成二十二年度	二四四六六人
平成二十三年度	二五七九人
平成二十四年度	二九七一人
平成二十五年度	四一七二人
平成二十六年度	三四八八八人
平成二十七年年度	三六六七人
平成二十八年年度	二〇〇九人
平成二十九年度	二三六九人
平成三十年度	一五九六六人
（平成三十年九月末現在）	
総数	二七二四八八人

### — お問い合わせ先 —

〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1  
 近畿大学 建学史料室  
 TEL (06) 4307-3091 (ダイヤルイン)  
 URL <https://www.kindai.ac.jp>